

## 内閣官房委託調査

### 特定複合観光施設区域に関する海外事例調査 (依存症対策・区域選定等報告書) (H27.10)

- 諸外国でのギャンブル依存症対策に関する制度・運用実態
- IR区域及びIR事業者の選定手続き
- マネー・ローンダリング対策

## 諸外国でのギャンブル依存症対策に関する制度・運用実態

・各国・地域においては、「責任あるギャンbling(Responsible Gambling)」等の考え方の下、カジノにおける各種依存症対策が、①法令による義務付け、又は、②事業者団体/各事業者による自主的取組として実施されている。また、ギャンブル依存症対策全般については、官民において各種対策が講じられている。

・事業者に対応義務を課す内容・程度、公的機関の介入状況等には地域差が見られる。

【調査対象】シンガポール、米国ネバダ州・マサチューセッツ(MA)州、豪州ヴィクトリア(VC)州、韓国

各種依存症対策の実施状況(○:実施、-:未確認)

	シンガ ポール	ネバダ 州	MA州	豪 VC州	韓国 ※1	
カジノにお ける責任 あるギャン bling対策	与信対策	○	-※2	○	○	
	広告規制	○	○	○	○	
	入場制限	○	-※3	○	○	
	入場課徴金	○	△※4	-	-	△※5
	青少年の入場 制限	○	○	○	○	○
	従業員教育	○	○	○	○	○
	賭金等の制限 設定	○	-	○	○	○
ギャンブル全 般を対象と した責任あ るギャンブ ling対策	広報啓発	○	○	○	○	○
	青少年教育	○	○	○	○	○
	相談・治療	○	○	○	○	○
	ギャンブル依存 症の研究調査	○	-	○	○	○

### 各国・地域の特徴

・シンガポール: 責任あるギャンbling対策に関しては全て法令にて規定。

・ネバダ州: 責任あるギャンbling対策を目的とした入場制限については、法令上規定されていない。

・MA州: カジノ施設内に「GameSense Info Center」を設置し、ギャンblingにまつわる基礎知識、依存症リスクの啓発、相談対応等のサービスを提供。  
また、家族申請に基づく入場排除は裁判所が命令。

・VC州: 2015年12月より、スロットマシンにおける賭金等の制限設定を導入予定。

・韓国: 賭金等の制限設定ができる電子プレーヤーズカードは2010年より試験導入されており、2018年に全面導入予定。

※1) 韓国国民が入場可能なカジノ場(カンウォン・ランド)でのケース。

※2) 依存症対策の観点からの与信制限(対策)はない。

※3) アメリカのカジノ事業者団体が作成しているRG規範においては、入場制限に関する規定がある。

※4) 法令上は入場課徴金の徴収が可能であるが、実際に入場課徴金を徴収しているカジノ事業者はない。

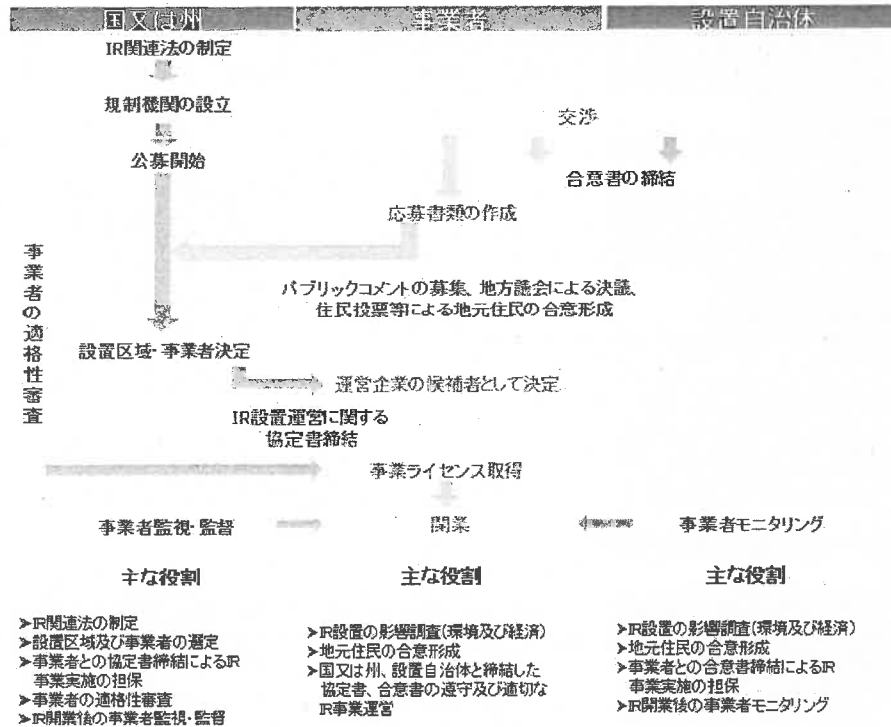
※5) 国税として入場課徴金を徴収しており、責任あるギャンbling対策を目的としていない。

## IR区域及びIR事業者の選定手続き

・近年IRを設置することを決めた国・地域のうち、当初よりIR設置可能な区域を設け、かつ、事業者へ交付するカジノ・ライセンス数を限定した地域を対象として、各地の選定手続を比較・整理。

【調査対象】米国ニューヨーク州及びマサチューセッツ州、豪州ニューサウスウェールズ州、英国  
 ・選定手続に関しては、地域によって、IR設置の目的、関係制度等に違いがあり、それぞれ特色がある。(例：区域選定と事業者選定の主体・タイミング、事業者に課される設置自治体や周辺住民等との事前合意形成の手段(議会決議/合意書/住民投票/パブリックコメント等))

IR区域設定・事業者選定に関するモデル・フロー  
 (国又は州、事業者、設置自治体の主な役割)



### 【各地の主な特徴】

○**米国ニューヨーク州**：区域選定と事業者選定を同時に実施。事業者は、ライセンス申請書の提出時に設置自治体の承認が必要とされた。区域選定に際しては、地域経済活性化の観点を重視し、ニューヨーク市近郊はIR設置区域として選定しなかった。

○**米国マサチューセッツ州**：区域選定と事業者選定を同時に実施。事業者の適格性審査を提案審査に先行して実施し、不適格者を早期に排除。設置自治体だけでなく、周辺自治体との合意も求め(法定)、審査プロセスに組み込んだ。

○**豪州ニューサウスウェールズ州**：事業者からの提案が契機となり、IR設置を決定。適格性審査(独立酒類ゲーミング機構)と提案審査(首相・内閣局)を分担して実施することで効率的に検討。

○**英国**：国が諮問機関を設置し、自治体からの公募を経て、リージョナルカジノ(1か所)の設置場所を選定。ただ、上院議会で否決され、計画は頓挫。

## マネー・ローンダリング対策 (Anti-Money Laundering: AML)

- ・AML対策は、FATF※勧告を踏まえ、各国で法令、指針等が規定。
- ・カジノは疑似金融機関として、金融機関と同等の水準での対応が必要。
- ・本調査では、①顧客管理措置及びその他の本人確認、②記録の保存、③リスク評価、④報告、⑤①～④を適切に行うための措置、の各観点から調査対象での対応状況を整理。

【調査対象】米国ネバダ州、シンガポール、豪州、英国

### ●FATF勧告及び調査対象国のマネー・ローンダリング対策概要

項目	FATF勧告	調査対象国の対策規制
①顧客管理措置(CDD)及びその他の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設等の業務関係の確立、一定の敷居値(15,000USD/EUR)を超える一見取引等、資金洗浄疑い、本人確認データの真正等に疑い等がある場合に要求(カジノは一段と低い3,000USD/EUR)</li> <li>・実施事項として、信頼できる情報源、合理的措置、継続的なCDD、追加情報の入手要求</li> </ul>	<p>(法令によるCDD等が要求される敷居値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国ネバダ州: 2,500USD超の与信、3,000USD超の小切手、10,000USD以上の取引</li> <li>・シンガポール: 10,000SGD以上の現金取引、5,000SGD以上のデポジット</li> <li>・豪州: 10,000AUD以上のチップ等と資金の交換(CDD及びTTRのための本人確認)</li> <li>・英国: 総額2,000EUR以上となる24時間以内のチップ購入等及び入場時に全員実施</li> </ul>
②記録の保存	取引記録・CDD最低5年間保存	法令で規定。基本FATFどおりだが、豪州は7年間。
③リスク評価	マネロン等のリスク特定・評価・低減実施要求	法令等により、顧客・取引に関する事項等を考慮したリスク評価要求
④報告	マネロン等疑わしい取引につき、資金情報機関に速やかに届出るよう法律義務付け	法令において疑わしい取引報告要求。米国のみ5,000USD以上という敷居値設定
⑤上記を的確に行うための措置	従業員訓練、プログラム監査、プログラム遵守方針を含んだ対策実施要求	FATF勧告に基づいた法令において、実施すべき事項を規定

※Financial Action Task Force:国際金融作業部会。1989年アルジュ・サミット経済宣言をもとに設立された、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組み。